

一般財団法人岡山県国際交流協会の後援に関する取り扱いについて

一般財団法人岡山県国際交流協会

1 目的

一般財団法人岡山県国際交流協会（以下「協会」という。）は、岡山県等における国際交流・国際協力・貢献等を推進するため必要と認める場合は、県、市町村、国際交流団体その他の団体が行う国際交流、国際協力・貢献、国際理解、外国人支援及び財団が認める事業（以下「事業」という。）に対して、後援をすることができる。

2 後援の内容

後援名義の使用を認めるものとし、金銭または物品の援助を含まない。

3 申請手続き

財団の後援を受けようとする団体は、別紙様式に準じた様式の申請書に必要な書類を添えて、財団に申請しなければならない。

4 対象外事業

財団は、次のいずれかに該当する事業に対しては、後援しないものとする。

- (1) 政治活動として行われる事業
- (2) 宗教活動として行われる事業
- (3) 営利活動を目的として行われる事業（事業に要する経費を差し引いた収益の大部分が国際交流の推進のための寄付金にあてられるものを除く。）
- (4) 個人または同人の活動として行われる事業で、社会性または公共性の乏しいもの